

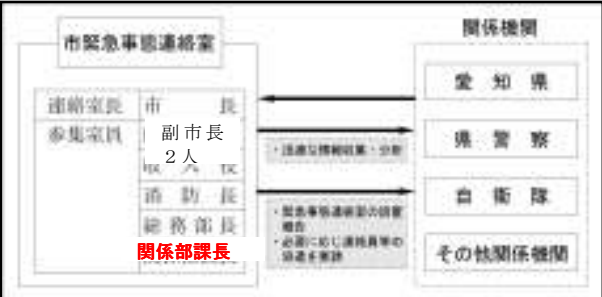
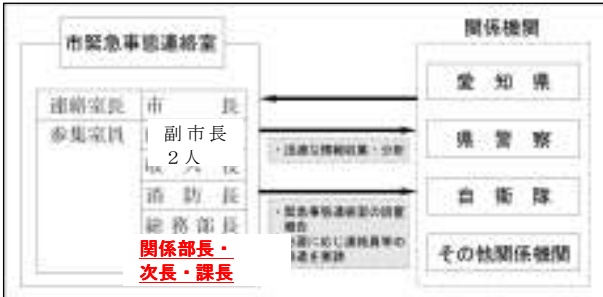
小牧市国民保護計画の軽微な変更にかかる新旧対照表

(平成19年4月1日修正)

頁	変更前	変更後	変更理由																						
P14	<p>第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 1 (略) 2 市職員の参集基準等 (1) から (4) 略</p> <p>(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 (中略) 市対策本部長である市長に事故があった場合には、助役、収入役、総務部長の順に指揮をとる。</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 1 (略) 2 市職員の参集基準等 (1) から (4) 略</p> <p>(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 (中略) 市対策本部長である市長に事故があった場合には、副市長2人、総務部長の順に指揮をとる。</p>	<p>地方自治法の一部を改正する法律 (平成19年4月1日施行) に伴う変更</p>																						
P30	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 国民保護措置の実施体制 1 武力攻撃事態等の認定後における国民保護措置の実施体制 (1) から (2) 略</p> <p>図3-2 市緊急事態連絡室の構成等 ※図一部抜粋</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>連絡室長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>参集室員</td> <td>助 役</td> </tr> <tr> <td></td> <td>収 入 役</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消 防 長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総 務 部 長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関 係 部 課 長</td> </tr> </table>	連絡室長	市長	参集室員	助 役		収 入 役		消 防 長		総 務 部 長		関 係 部 課 長	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 国民保護措置の実施体制 1 武力攻撃事態等の認定後における国民保護措置の実施体制 (1) から (2) 略</p> <p>図3-2 市緊急事態連絡室の構成等 ※図一部抜粋</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>連絡室長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>参集室員</td> <td>副市長2人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消 防 長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総 務 部 長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関 係 部 課 長</td> </tr> </table>	連絡室長	市長	参集室員	副市長2人		消 防 長		総 務 部 長		関 係 部 課 長	<p>地方自治法の一部を改正する法律 (平成19年4月1日施行) に伴う変更</p>
連絡室長	市長																								
参集室員	助 役																								
	収 入 役																								
	消 防 長																								
	総 務 部 長																								
	関 係 部 課 長																								
連絡室長	市長																								
参集室員	副市長2人																								
	消 防 長																								
	総 務 部 長																								
	関 係 部 課 長																								
P33	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 (1) から (2) 略</p> <p>図3-3 市対策本部の組織及び機能 ※図一部抜粋</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>対策副本部長</td> </tr> <tr> <td>助 役</td> </tr> <tr> <td>収 入 役</td> </tr> </table>	対策副本部長	助 役	収 入 役	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 (1) から (2) 略</p> <p>図3-3 市対策本部の組織及び機能 ※図一部抜粋</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>対策副本部長</td> </tr> <tr> <td>副市長2人</td> </tr> </table>	対策副本部長	副市長2人	<p>地方自治法の一部を改正する法律 (平成19年4月1日施行) に伴う変更</p>																	
対策副本部長																									
助 役																									
収 入 役																									
対策副本部長																									
副市長2人																									

小牧市国民保護計画の軽微な変更にかかる新旧対照表

(平成20年4月1日修正) No.1

頁	変更前	変更後	変更理由																															
P30	<p>第1章 国民保護措置の実施体制</p> <p>1 武力攻撃事態等の認定後における国民保護措置の実施体制</p> <p>(2) 市対策本部を設置すべき通知がない場合</p> <p>ア 市緊急事態連絡室の設置</p> <p>(中略) 図3-2 市緊急事態連絡室の構成等</p> 	<p>第1章 国民保護措置の実施体制</p> <p>1 武力攻撃事態等の認定後における国民保護措置の実施体制</p> <p>(2) 市対策本部を設置すべき通知がない場合</p> <p>ア 市緊急事態連絡室の設置</p> <p>(中略) 図3-2 市緊急事態連絡室の構成等</p> 	<p>表記修正</p>																															
P33	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(1) から(2)略</p> <p>図3-3 市対策本部の組織及び機能</p> <p>※図一部抜粋</p> <table border="1" data-bbox="669 919 909 1362"> <tr><td>対策本部員</td></tr> <tr><td>教育長</td></tr> <tr><td>市民病院長</td></tr> <tr><td>企画部長</td></tr> <tr><td>総務部長</td></tr> <tr><td>市民部長</td></tr> <tr><td>福祉部長</td></tr> <tr><td>環境部長</td></tr> <tr><td>建設部長</td></tr> <tr><td>水道部長</td></tr> <tr><td>教育部長</td></tr> <tr><td>消防長</td></tr> <tr><td>市民病院事務局長</td></tr> <tr><td>議会事務局長</td></tr> </table>	対策本部員	教育長	市民病院長	企画部長	総務部長	市民部長	福祉部長	環境部長	建設部長	水道部長	教育部長	消防長	市民病院事務局長	議会事務局長	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(1) から(2)略</p> <p>図3-3 市対策本部の組織及び機能</p> <p>※図一部抜粋</p> <table border="1" data-bbox="1413 903 1653 1442"> <tr><td>対策本部員</td></tr> <tr><td>教育長</td></tr> <tr><td>市民病院長</td></tr> <tr><td>企画部長</td></tr> <tr><td>総務部長</td></tr> <tr><td>市民産業部長</td></tr> <tr><td>健康福祉部長</td></tr> <tr><td>環境交通部長</td></tr> <tr><td>都市建設部長</td></tr> <tr><td>都市建設部参事</td></tr> <tr><td>水道部長</td></tr> <tr><td>教育部長</td></tr> <tr><td>消防長</td></tr> <tr><td>市民病院事務局長</td></tr> <tr><td>議会事務局長</td></tr> <tr><td>会計管理者</td></tr> <tr><td>監査委員事務局長</td></tr> </table>	対策本部員	教育長	市民病院長	企画部長	総務部長	市民産業部長	健康福祉部長	環境交通部長	都市建設部長	都市建設部参事	水道部長	教育部長	消防長	市民病院事務局長	議会事務局長	会計管理者	監査委員事務局長	<p>平成20年度組織改正による変更及び その他変更(市災害対策本部員が修正されたことによる変更)</p>
対策本部員																																		
教育長																																		
市民病院長																																		
企画部長																																		
総務部長																																		
市民部長																																		
福祉部長																																		
環境部長																																		
建設部長																																		
水道部長																																		
教育部長																																		
消防長																																		
市民病院事務局長																																		
議会事務局長																																		
対策本部員																																		
教育長																																		
市民病院長																																		
企画部長																																		
総務部長																																		
市民産業部長																																		
健康福祉部長																																		
環境交通部長																																		
都市建設部長																																		
都市建設部参事																																		
水道部長																																		
教育部長																																		
消防長																																		
市民病院事務局長																																		
議会事務局長																																		
会計管理者																																		
監査委員事務局長																																		

小牧市国民保護計画の軽微な変更にかかる新旧対照表

(平成20年4月1日修正) No.2

頁	変更前	変更後	変更理由
P3	<p>第1編</p> <p>第2章 国民保護措置等に関する基本方針</p> <p>6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施</p> <p>市は、国民保護措置等の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人及び旅行者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。</p>	<p>第1編</p> <p>第2章 国民保護措置等に関する基本方針</p> <p>6 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施</p> <p>市は、国民保護措置等の実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人及び旅行者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。</p>	<p>平成20年3月18日付19小福第3069号福祉部長通知</p> <p>「障がい」の表記の使用に関する取扱いに基づく修正</p>
P19	<p>第2編</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>表2-4中</p> <p>(中略)</p> <p>・国民に情報を提供するに当たっては、サイレン、広報車等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</p>	<p>第2編</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>表2-4中</p> <p>(中略)</p> <p>・国民に情報を提供するに当たっては、サイレン、広報車等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</p>	<p>平成20年3月18日付19小福第3069号福祉部長通知</p> <p>「障がい」の表記の使用に関する取扱いに基づく修正</p>
P19	<p>第2編</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(1) 警報の伝達体制の整備</p> <p>(中略)</p> <p>この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。</p>	<p>第2編</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(1) 警報の伝達体制の整備</p> <p>(中略)</p> <p>この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。</p>	<p>平成20年3月18日付19小福第3069号福祉部長通知</p> <p>「障がい」の表記の使用に関する取扱いに基づく修正</p>
P22	<p>第2編</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第5 研修及び訓練</p> <p>2 訓練</p> <p>(3) 訓練に当たっての留意事項</p> <p>イ 国民保護措置等についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会・町内会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。</p>	<p>第2編</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第5 研修及び訓練</p> <p>2 訓練</p> <p>(3) 訓練に当たっての留意事項</p> <p>イ 国民保護措置等についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会・町内会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。</p>	<p>平成20年3月18日付19小福第3069号福祉部長通知</p> <p>「障がい」の表記の使用に関する取扱いに基づく修正</p>

小牧市国民保護計画の軽微な変更にかかる新旧対照表

(平成20年4月1日修正) No.3

頁	変更前	変更後	変更理由
P24	<p>第2編</p> <p>第2章 避難及び救援に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。その際、避難誘導時においては、職員の配置に留意する。</p>	<p>第2編</p> <p>第2章 避難及び救援に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(3) 高齢者、障がい者等災害時要援護者への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。その際、避難誘導時においては、職員の配置に留意する。</p>	<p>平成20年3月18日付19小福第3069号福祉部長通知</p> <p>「障がい」の表記の使用に関する取扱いに基づく修正</p>
P28	<p>第2編</p> <p>第4章 国民保護に関する啓発</p> <p>1 国民保護措置等に関する啓発</p> <p>(1) 啓発の方法</p> <p>(中略)</p> <p>また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。</p>	<p>第2編</p> <p>第4章 国民保護に関する啓発</p> <p>1 国民保護措置等に関する啓発</p> <p>(1) 啓発の方法</p> <p>(中略)</p> <p>また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。</p>	<p>平成20年3月18日付19小福第3069号福祉部長通知</p> <p>「障がい」の表記の使用に関する取扱いに基づく修正</p>
P41	<p>第3編</p> <p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者に関する避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>第3編</p> <p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者に関する避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>平成20年3月18日付19小福第3069号福祉部長通知</p> <p>「障がい」の表記の使用に関する取扱いに基づく修正</p>
P43	<p>第3編</p> <p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>(2) 避難実施要領の項目</p> <p>(中略)</p> <p>ク 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応</p>	<p>第3編</p> <p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>(2) 避難実施要領の項目</p> <p>(中略)</p> <p>ク 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応</p>	<p>平成20年3月18日付19小福第3069号福祉部長通知</p> <p>「障がい」の表記の使用に関する取扱いに基づく修正</p>

小牧市国民保護計画の軽微な変更にかかる新旧対照表

(平成20年4月1日修正) No.4

頁	変更前	変更後	変更理由
P45	<p>第3編 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (6) 高齢者、障害者等への配慮 市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p>	<p>第3編 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (6) 高齢者、障がい者等への配慮 市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p>	<p>平成20年3月18日付19小福第3069号福祉部長通知</p> <p>「障がい」の表記の使用に関する取扱いに基づく修正</p>
P63	<p>第3編 第9章 保健衛生の確保その他の措置 1 保健衛生の確保 (1) 保健衛生対策 (中略) この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p>	<p>第3編 第9章 保健衛生の確保その他の措置 1 保健衛生の確保 (1) 保健衛生対策 (中略) この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p>	<p>平成20年3月18日付19小福第3069号福祉部長通知</p> <p>「障がい」の表記の使用に関する取扱いに基づく修正</p>